

第三十三回

大津町農業委員会

令和二年二月十日

第33回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 9:25から10:25まで
2. 場 所 生涯学習センター 1階 研修室
3. 出席農業委員 (11人)

1番 池田 一実	2番 永田 哲也	3番 古澤 亨
4番 木村 茂樹	5番 江藤 梅雄	6番 永田 典治
8番 坂本 盛幸	9番 古庄 素磨子	10番 古庄 弘子
11番 西本 晶	12番 吉良 登美雄	

出席農地利用最適化農業委員 (5人)


6番 宮本 繁	8番 藤本 雅夫	12番 宇野 誠喜
13番 府内 貢	17番 上村 敏治	
4. 欠席農業委員 (1人) 7番 古庄くみ子
欠席推進委員 (0人)
5. 議事日程

日程第 1	開 会	
日程第 2	議事録署名委員の指名	11番 西本 昌委員 1番 池田 一実委員
日程第 3	会期の決定について	令和2年2月10日(月)1日に決定
日程第 4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第 7	議案第4号	大津町賃借料情報の公表について
日程第 8	報告第1号	農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可について
日程第 9	その他	
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒牧 修二
事務局次長	大久保 明裕
7. 会議の概要 別紙のとおり

令和2年2月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 吉良 登義 

議事録署名委員 西本 晃 

議事録署名委員 池田 一実 

【2月 第33回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。それでは、西本職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」着席をお願いします。只今から令和2年2月、第33回定例総会を開会いたします。

事務局 ご着席ください。
日程第1、開会、開会に当たり、吉良会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん「おはようございます」。
※会長から挨拶あり

事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、大津町農業委員会会議規則第6条に、「在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない」となっております。
本日は、古庄くみ子委員から欠席届が提出されておりますが、過半数の委員が出席しておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、同じく規則第4条に「会長が会議の議長となる。」となっておりますので、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。11番西本品委員と、1番、池田一実委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。2月の第33回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思います。ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

2月の第33回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。今

回1件の申請が出されています。議案書は1Pとなります。

3条の1、申請人の住所・氏名・土地の表示につきましては、議案書及び調査書に記載のとおりでございます。調査書は1Pをお願いいたします。別添申請地見取図は1Pから2Pをお願いいたします。

農地法第3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっておりますので、これ以降は調査書の項目に沿ってご説明いたします。

3条の1、申請地は大字真木地内にある農地で、10ha以上の広がりのある集団農地である第1種農地です。申請理由は売買による所有権の移転です。

2項第1号の全部効率利用要件は、保有機械・労働力・技術面から見て、取得した農地は効率的に利用できるの見込まれ該当しません。

2項第2号の農地所有適格法人以外の法人要件は、個人の所有権移転のため該当しません。

2項第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

(※農地等を信託財産とする信託の引き受けはJA又は中間管理機構に限られる)

2項第4号の農作業従事要件は、取得者又は世帯員等の年間150日以上が見込まれ該当しません。

2項第5号の下限面積要件は耕作面積が50a以上のため該当しません。

2項第6号の転貸禁止要件は転貸に当たらないので該当しません。

2項第7号の地域調和要件は大豆・麦の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられ該当しません。

以上、1号から7号まで該当する場合は許可できませんが、該当する項目はないと思われます。

以上、よろしく申し上げます。

会 長 説明が終わりました。次に小委員会と現地調査の結果を、真木地区ですので、私から説明をいたします。

吉良委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字真木地内の農地です。

申請の内容は、真木字前原地内にある畑及び田で、第1種農地2筆、5,723㎡を売買により所有権の移転を行なうものです。

申請者は主に大豆・麦などを栽培されており、農地取得後は、大豆及び麦の栽培を拡大される予定となっております。農業機械及び農地も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

小委員会の意見も全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

「農業委員会等に関する法律」第29条第2項では、「推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会の会議に出席して意見を述べることができる」となっております。

真木地区担当は府内貢推進委員です。今回の申請についてご意見はございませんか。

(意見等なし)

それでは審議に入ります。現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

府内委員 特にございません。

会長 それでは、3条の1について許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2Pをお願いいたします。今回6件の申請がなされております。

5条の1 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は2P、見取図は3P～4Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で所有権移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地である第2種農地であり、例外規定の集落接続に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の融資証明書の添付があり、資金計画分を上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については、該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月31日までに竣工される予定で問題ないと思われま。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当た

らず問題ないと思われます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので古澤農業委員から説明をお願いいたします。

古澤委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、今村橋の南側に位置する農地です。

申請の内容は、現在、菊池市で外構工事などを営んでおられますが、隣接地に自宅の建設を予定され、工事で使用する資材等を置ける十分な広さを確保できることから申請地を選定されました。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

杉水地区担当は上村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

上村委員 特に問題ないと思ひます。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はございませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

5条の1、資材置場への転用での所有権移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局

5条の2 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は3P、見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地である第2種農地であり、代替地の検討もされており転用は可能です。

2の資力及び信用については、義理の母の土地であり農地法の許可を受けずに利用していたと始末書が提出されております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので永田農業委員から説明をお願いいたします。

永田委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、上陣内集落の北側に位置する農地です。

申請の内容は、生業とする建築業用資材を置く場所が必要となり、義理の母の所有する土地であったため、資材置場として利用されておりました。現地調査当日は、申請人本人も立ち会われ、知識不足で許可を受けずに利用していたことを詫びておられました。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われれます。現地調査後の小委員会審議では、「転用やむなし、許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
陣内地区担当は宮本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

宮本委員 一昨年申請者から相談を受けた際、一度農地の状態に戻してその後申請をするように助言すべきだったと反省しております。今回の転用については致し方ないと思います。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「転用やむなし、許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

藤本委員 今回のような案件が始末書1枚出すだけで通るようであれば、委員会の意味がなくなる。事務局で受け付ける段階できちんと農地に戻して申請をするよう指導すべきではないか。

事務局 菊池圏域の農業委員会でも同様の問題が起きています。口頭、文書による指導などございますが、実施された事例はございません。

会 長 今後は受付の段階から対応を考えなければならないと思います。

会 長 それでは、許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

賛成多数と認めます。

5条の2、資材置場への転用での使用貸借権設定については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は4P、見取図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となってい

ない10ha未満の小集団の生産性の低い農地である第2種農地であり、代替地の検討もされており転用は可能です。

2の資力及び信用については、祖母の土地であり農地法の許可を受けずに利用していたと始末書が提出されております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については、該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月31日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は、該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので永田農業委員から説明をお願いいたします。

永田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、上陣内集落の北側に位置し、先ほど審議いただいた土地から分筆された農地です。

申請の内容は、子供の成長に伴い借家が手狭になってきたため、実家近くで住宅用地を探していたところ祖母の土地を借りることができるようになり今回の計画となっています。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われれます。現地調査後の小委員会審議では、「転用やむなし、許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

陣内地区担当は宮本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

宮本委員 特にございません。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「転用やむなし、許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。

5条の3、個人住宅への転用での使用貸借権設定については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は5P、見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画の用途区域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから第3種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の融資証明書の添付があり、資金計画分を上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については、該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年10月31日までに工事を完了される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は、該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については、事業計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗

状況については、管理者と協議中です。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので坂本農業委員から説明をお願いいたします。

坂本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津地内で、楽善地区から本田技研外周道路へ向かう交差点付近に位置する農地です。

申請の内容は、市街地から近く学校もあり立地条件、環境が良いことから共同住宅の建築を計画されました。木造3階建ての共同住宅を3棟、合計36戸となっています。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
大津地区担当は藤本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

藤本委員 現在、農地として利用されておらず、転用はやむなしと思われます。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出ます。

続きまして、5条の5及び5条の6について関連性がありますので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は6P、見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画の用途区域内にある工場専用地域となっていることから第3種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画分を上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については、該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年12月25日までに工事を完了される予定で問題ないと思われます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は、該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については、事業計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われます。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、管理者と協議中です。

続きまして、5条の6 事業計画変更承認について、見取図の12Pをお願いいたします。令和元年9月2日付け、熊本県指令農担第115号で許可となっておりますが、先ほど審議していただいた駐車場への転用による所有権移転については一体計画となっているので、事業計画変更の手続きをする必要があると許可権者である熊本県より指導があったため、今回の申請となっております。内容については先ほど説明しましたので省略させていただきます。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので私から説明をいたします。

吉良委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内で、本田技研熊本製作所の正門入口近くに位置する農地です。

申請の内容は、申請人は熊本市に本社があり、各種ガスの供給、半導体製造装置の製造・販売を中心に事業を展開されています。昨年8月の定例総会において、隣接地に現在建設中である工場の転用審議を行い許可が出ていますが、

当初の計画から製造工程に変更が生じたため、従業員を増大することになったため、従業員駐車場を確保する必要が生じたため今回の計画となっております。申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われまます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。
平川地区担当は宇野推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

宇野委員 特にございません。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

藤本委員 現況はどのようになっているのか。

事務局 耕運がしてある状態です。昨年までは甘藷が栽培されていたようです。

会 長 それでは、許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の5、駐車場への転用での所有権の移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして5条の6 事業計画変更承認について、内容が重複しますので、省略して審議に入ります。

委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の6、事業計画変更承認については、原案どおり可決とし、農業委員会

の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。

事務局 議案書の3P～6Pをお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

農地の権利移動については、農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受ける必要がありますが例外規定があります。その1つが担い手となる経営体を育成するために作られた農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画による農地の貸借や所有権の移転です。農地集積計画は市町村が作成し、農業委員会の決定を経て市町村が公告を行なうことで効力が発生します。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は12件です。

1番から7番が再設定で、8番からが新規の申請となっております。申出書面積の合計は52,566㎡です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

3Pをお願いします。

番号 1、賃借権、WCS、5年、2万円

番号 2、賃借権、野菜、3年、1万円

4Pをお願いします。

番号 3、賃借権、野菜、3年、1万円、

番号 4、賃借権、野菜、1年、1万5千円

番号 5、賃借権、麦・大豆、5年、2万7千円

5Pをお願いします。

番号 6、賃借権、大根、1年、1万円

番号 7、賃借権、大麦若葉、5年、1万円

ここから、新規になります。

番号 8、賃借権、野菜、3年、1万5千円

番号 9、賃借権、人参、3年、2万円

6Pをお願いします。

番号10、賃借権、米・麦・大豆・野菜、5年、2万7千円

番号11、賃借権、甘藷、5年、1万円

番号12、賃借権、甘藷、5年、全体で10万650円

以上12件です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も効率的な農地利用や常時農作業に従事すると認められる者であると思われま。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第7、議案第4号について上程します。事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の7P～8Pをお願いします。

議案第4号、大津町賃借料情報の公表について説明いたします。

平成21年の農地法改正に伴い、それまで貸し借りの目安とされてきた「標準小作料」が廃止されました。法律上「小作料」という定義もなくなり、貸し借りに伴う料金は「賃借料」と定義されました。

標準小作料に代わり、農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、賃借された暦年(1月～12月まで)の実勢の賃借料を集計し、情報提供することが義務付けられました。

区分は各農業委員会によって異なりますが、大津町の場合は圃場整備実施、未実施の別を基準に、田(水稻)の部、畑(普通畑)の部、畑(飼料畑)の部3区分となっております。

なお、内容の概要については大久保次長が説明いたします。

それではご説明いたします。

大津町において、平成31年1月から令和元年12月までに締結された貸借における賃借料水準を公表します。

「農地法の一部を改正する法律」が平成21年6月4日に公布され、平成21年12月15日に施行されました。この改正により標準小作料は廃止され、これに代わり、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律上明記されました。

改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供することで賃借料を決定する際の判断材料としてご活用いただくものです。

8ページは参考資料で10a当たり賃借料水準（平均額）の推移過去5年分です。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものです。そのため、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで契約を締結していただくこととなります。

以上、説明を終わります。

会 長 議案第4号の説明が終了しました。ご質問・ご意見は、ございませんか。

池田委員 田の圃場整備実施地域について、前年に比べて約12%減少しているが、原因は为什么呢。

事務局 本年は前年と比較して対象農地数が約5倍に増えており、前年に多かった賃料の高い法人による貸借が本年は少ないためと考えられます。

会 長 それでは、大津町賃借料情報の公表について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号大津町賃借料情報の公表につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第8、報告第1号について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の9Pから14Pをお願いします。

報告1号について説明いたします。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

番号1、番号2、番号3につきましては、令和元年12月の農業委員会で審議

し、熊本県農業公社（中間管理機構）が中間管理権を取得した農地で、中間管理機構が基盤強化法に基づき、地域の担い手に貸し付けるものです。

この法手続きは、県の公告をもって法の効力が生じることとなっており、番号1は1月14日付け、番号2及び3については、1月24日付けで認可通知が交付されたため報告を行なうものです。

会 長 報告1号の説明が終了しました。ご質問・ご意見は、ございませんか。
（意見・質問なし）

続きまして日程第9、その他です。
事務局から何か審議案件はありますか。

事務局

- ・ 3月の現地調査及び小委員会予定について
（案はR2.3/3(火) 午前9時00分～）
- ・ 3月の定例総会予定について
（案はR2.3/10(火) 午前9時30分～）
※3月議会中につき、議会運営委員会終了後の議事日程により変更がある場合があります。

- ・ 「人・農地プラン実質化」に伴うアンケート調査回収について
- ・ その他

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、西本職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和2年2月の第33回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。